



山形県公報

令和4年10月21日(金)
第348号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1007
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1008
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……1009
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……1010
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……1011
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) ……同
- 山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則第4条第2項の規定による  
認定……………(水産振興課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1012
- 国土調査の成果の認証……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……1013
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……1014
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(税 政 課) ……1015
- 令和4年度山形県准看護師試験の実施……………(医療政策課) ……1016
- 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……1017
- 同……………(病院事業局) ……1018
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(中央病院) ……1020

## 告 示

### 山形県告示第803号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地                  | 指定年月日   |
|-------------------|-----------------------------|---------|
| はなまる薬局            | 長井市小出3930番地13               | 令和4.1.1 |
| エムハート薬局ひがしね店      | 東根市さくらんぼ駅前二丁目10番3号          | 同 4.1   |
| 志賀歯科医院            | 新庄市小田島町3番57号                | 同 5.30  |
| 酒田駅前メンタルクリニック     | 酒田市幸町二丁目8番20号               | 同 7.1   |
| カワチ薬局酒田東両羽店       | 酒田市東両羽町117番地の4              | 同       |
| よつば調剤薬局宮内町店       | 新庄市五日町376番地1                | 同       |
| しんじょう薬局           | 新庄市沼田町2番6号                  | 同       |
| よつば調剤薬局           | 新庄市大手町2番8号                  | 同       |
| ほし薬局大蔵店           | 最上郡大蔵村大字清水2346番地2           | 同       |
| 訪問看護ステーション デューン天童 | 天童市老野森一丁目4番7号 老野森須藤ビル<br>2F | 同       |
| 上野ファミリークリニック      | 鶴岡市錦町1番33号                  | 同 8.1   |
| はな薬局              | 鶴岡市錦町1番32号                  | 同       |
| 東大町薬局             | 酒田市東大町一丁目10番地の35            | 同       |
| 訪問看護ステーションあらた     | 酒田市東町一丁目15番地の25             | 同       |
| クスリのアオキ河北薬局       | 西村山郡河北町谷地字砂田70番地1           | 同 9.1   |

山形県告示第804号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-------------|----------------|------------|
| 医療法人黒羽根整形外科 | 鶴岡市城南町6番67号    | 平成28.10.31 |
| 医療法人加納医院    | 酒田市日吉町一丁目6番25号 | 平成29.8.31  |

|               |                    |              |
|---------------|--------------------|--------------|
| 訪問看護ステーションあらた | 酒田市東町一丁目15番地の25    | 平成31. 3. 31  |
| はなまる薬局        | 長井市小出3930番地13      | 令和 3. 12. 31 |
| 仁科歯科医院        | 米沢市中央六丁目1-218号     | 令和 4. 2. 7   |
| エムハート薬局ひがしね店  | 東根市さくらんぼ駅前二丁目10番3号 | 同 3. 31      |
| 志賀歯科医院        | 新庄市小田島町3番57号       | 同 5. 29      |
| 酒田駅前メンタルクリニック | 酒田市幸町二丁目8番20号      | 同 6. 30      |
| よつば調剤薬局       | 新庄市大手町2番8号         | 同            |
| よつば調剤薬局宮内店    | 新庄市五日町376番地1       | 同            |
| しんじょう薬局       | 新庄市沼田町2番6号         | 同            |
| おおくら調剤薬局      | 最上郡大蔵村大字清水2346番地2  | 同            |
| 上野整形外科        | 鶴岡市日吉町10番43号       | 同 7. 31      |
| りらいふ薬局        | 鶴岡市日吉町10番44号       | 同            |

山形県告示第805号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和4年10月21日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日       |
|--------------|------------------|--------------------|-------------|
| にこにこ薬局       | 居宅療養管理指導         | 南陽市赤湯393番地4        | 令和 4. 7. 20 |
| 訪問看護ステーションにじ | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 東根市温泉町三丁目4番38-110号 | 同 8. 15     |

山形県告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

新庄地域福祉事業所ヘルパーステーションさんのほり  
 新庄市大字鳥越1013番地37

(2) 変更の内容

| 指定介護機関の所在地   |                 | 変更年月日      |
|--------------|-----------------|------------|
| 変更前          | 変更後             |            |
| 新庄市小田島町6番20号 | 新庄市大字鳥越1013番地37 | 平成29. 1. 1 |

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ヘルパーステーションカルム  
 米沢市東大通一丁目2番34号2

(2) 変更の内容

| 指定介護機関の名称      |               | 変更年月日     |
|----------------|---------------|-----------|
| 変更前            | 変更後           |           |
| ヘルパーステーションCALM | ヘルパーステーションカルム | 令和元. 5. 1 |

山形県告示第807号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地         | 廃止年月日       |
|--------------|--------------------------|--------------------|-------------|
| やちや薬局        | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 最上郡最上町向町573        | 令和 3. 3. 31 |
| 仁科歯科医院       | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 米沢市中央六丁目1-218号     | 令和 4. 2. 7  |
| 安部内科胃腸科医院    | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 天童市久野本三丁目1番27号     | 同 3. 31     |
| 千葉医院         | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 東置賜郡高畠町大字高畠1574    | 同           |
| あたご調剤薬局      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 米沢市林泉寺二丁目4番22号     | 同           |
| エムハート薬局ひがしね店 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 東根市さくらんぼ駅前二丁目10番3号 | 同           |

|                      |                                |                  |   |      |
|----------------------|--------------------------------|------------------|---|------|
| グランデージあすなる川樋         | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 南陽市新田577番地       | 同 | 4.30 |
| リバーヒル長井ホームヘルパーステーション | 訪問介護                           | 長井市寺泉3525番地1     | 同 | 5.17 |
| 医療法人社団健好会 サイトー内科     | 短期入所療養介護<br>介護療養型医療施設          | 酒田市一番町9番9号       | 同 | 5.31 |
| パワーリハビリサービス酒田        | 通所介護                           | 酒田市こあら三丁目1番地の5   | 同 |      |
| 短期入所生活介護センター 福祉の里めざみ | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護       | 西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 同 | 6.30 |

山形県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称 | 施 術 所 の 所 在 地  | 指定年月日       |
|-----------|-------------|----------------|-------------|
| 木 村 雅 彦   | 木 村 整 骨 院   | 寒河江市中央一丁目15番3号 | 令和 4. 8. 23 |

山形県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地  
野崎 慎二  
野崎接骨院  
新庄市大町1番9号
- 変更の内容

| 施術所の所在地     |           | 変更年月日      |
|-------------|-----------|------------|
| 変 更 前       | 変 更 後     |            |
| 新庄市沖の町9番15号 | 新庄市大町1番9号 | 令和 3. 9. 1 |

山形県告示第810号

山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（令和2年12月県規則第68号）第4条第2項

の規定により、山形県資源管理方針に定める山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）の漁獲量の総量が漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当しなくなると認める。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第811号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡舟形町舟形地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年9月30日から令和5年3月17日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第812号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
上山市
- 2 調査を行った期間  
平成30年4月1日から令和2年3月16日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
上山市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
矢来一丁目、矢来二丁目、矢来三丁目、南町、けやきの森、長清水一丁目、長清水二丁目、十日町、裏町、二日町及び長清水の各一部
- 5 認証年月日  
令和4年10月13日

#### 山形県告示第813号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
長井市
- 2 調査を行った期間  
平成31年4月1日から令和4年3月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
今泉の一部（401地区）
- 5 認証年月日  
令和4年10月13日

**山形県告示第814号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目上梵天塚15番地
- 3 認可年月日  
令和4年10月13日

**山形県告示第815号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市飯田地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年10月11日から令和5年3月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）

**山形県告示第816号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上川中流域（新庄河川事務所管内）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年10月15日から令和5年6月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測深）

**山形県告示第817号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市錦町地内、同市大部町地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年6月17日から同年10月12日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第818号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尾花沢市大石田町環

境衛生事業組合管理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
尾花沢市大字尾花沢の一部
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年6月10日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真撮影、数値図化）

#### 山形県告示第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 鶴岡都市計画公園  
(2) 名称 2・2・56号茅原あねちゃ広場及び2・2・57号茅原だだちゃ広場
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第820号

次の開発行為は、完了した。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和4年9月15日 指令置総建第61号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
第二工区  
東置賜郡川西町大字西大塚字安海壇1387番1、1387番3、1387番6、1388番1、1388番4、1389番4、1389番6、1390番1、1390番3、1390番8、1395番11、1395番20、1446番7、1446番13、1447番4、1620番1、1620番2、1620番6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市白山二丁目2番2号 大和ハウス工業株式会社山形支店

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年10月21日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

令和4年12月1日から令和5年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第45条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム運用支援業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和4年12月1日（木）午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム運用支援業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和5年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち同年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内において、都道府県税事務全般に関するシステム運用支援業務を受託した実績があること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2096
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年11月11日（金）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月7日（月）午後3時までに山形県総務部税政課税務電算担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類を提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of services to be required: Operation management and support services for Yamagata Prefectural Tax Computer System, 1 set
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 1, 2022
  - (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2096

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和4年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 令和5年2月14日（火）午後1時30分から午後4時まで
  - (2) 場所 山形市上柳260番地  
公立大学法人 山形県立保健医療大学
- 2 受験手続  
受験願書を令和4年11月14日（月）から同月29日（火）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部医療政策課に提出すること（郵送の場合は、令和4年11月29日（火）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。）。
- 3 その他  
詳細については、健康福祉部医療政策課（電話023(630)2258）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年11月21日まで縦覧に供する。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドン・キホーテ米沢店  
米沢市成島町三丁目2758番地16
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
令和4年8月23日
- 3 意見の概要
  - (1) 屋外での作業時の騒音及び営業時間の延長に伴う騒音等の発生防止に特に留意すること。また、苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応すること。
  - (2) 店舗が児童生徒の通学路に面しているため、搬入車両等の通行時の安全対策には十分配慮すること。
  - (3) 駐車場や駐輪場の不足による交通渋滞等の懸念等から、店舗近隣の住民や事業者から不安の声が寄せられているため、開店後の状況に応じて対応を検討すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、コードレスマイクシステムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
  - (2) 日時 令和4年12月1日（木） 午前9時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 コードレスマイクシステム 一式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和5年3月20日（月）
  - (4) 納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年11月14日（月）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月7日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cordless microphone system Quantity: 1 set

(2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. December 1, 2022

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院新病院移転業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月21日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 16階 入札室

- (2) 日時 令和4年12月1日（木）午後2時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立新庄病院新病院移転業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年10月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 平成29年4月以降において、一般病床300床以上の病院の入院患者の移送を伴う敷地外移転業務を受託し、完遂した実績を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課 新病院整備担当  
電話番号023(630)3409
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県病院事業局県立病院課新病院整備担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年11月9日（水）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年11月2日（水）午後3時までに山形県病院事業局県立病院課新病院整備担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Moving and transport service for Yamagata Prefectural Shinjo Hospital : 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. December 1, 2022
- (3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3409

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月21日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
磁気共鳴断層撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年9月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社シバタインテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 205,480,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当